

成城大学フランス語フランス文化研究会会則

1999年7月22日承認

(2013年6月29日最終改定)

- 第1条 本会は成城大学フランス語フランス文化研究会と称する。
- 第2条 本会は会員のフランス語フランス文化に関する研究を促進し、その研究成果の普及を図り、広くフランス語フランス文化研究の進展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するため、機関誌の発行、研究会・講演会の開催、その他の事業を行う。
- 第4条 本会の会員は次の3種とする。
1. 普通会员 第2条、第3条で示した当会の目的と活動方針に賛同し、所定の会費を納めるもの。
 2. 学生会員 成城大学の学部生・大学院生・研究生・聴講生で所定の会費を納めるもの。
- 第5条 会員は機関誌の配布を受ける。また会員は機関誌に投稿することができる。投稿論文は第9条に定める役員会のうち普通会员の役員の審議を経て掲載される。
- 第6条 本会に総会をおく。定例総会は年1回会長がこれを召集し、役員人事・事業方針などの重要事項を決定する。会長は必要と認めた場合には臨時総会を召集することができる。総会での議決は出席者の多数決による。
- 第7条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 2. 幹事 1名 幹事は会長を補佐し、必要に応じ会長の任務を代行する。
 3. 委員 3名 委員は本会の行う事業の実務に当たる。
 4. 監査 2名 監査は会計の監査を行う。
- 第8条 役員を選出方法および任期は次のように定める。
1. 名誉会員 普通会员より総会において選出する。任期は2年とする。ただし再任

を妨げない。

2. 会長 普通会员より総会において選出する。任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
3. 幹事 普通会员より総会において選出する。任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
4. 委員 普通会员のうち 1 名、学生会員のうち大学院生より 2 名を総会において選出する。普通会员より選出された委員の任期は 2 年、学生会員から選出された委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
5. 監査 会員より総会において選出する。任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 9 条 本会に役員会をおく。役員会は会長・幹事・委員をもって構成し、総会の決定に従い、機関誌の編集その他本会の事業を審議執行する。

第 10 条 本会の経費は会員の会費・寄付金、補助金その他の収入による。会費は付則に定めるところによる。

第 11 条 本会の会計年度は毎年 6 月より翌年 5 月までとし、年度末に会計報告を行う。

第 12 条 本会の事務所は成城大学大学院ヨーロッパ文化研究室室内におく。

付則 1. 本会則は 2013 年 6 月 30 日より発効する。

2. 会費は次のように定める。

① 普通会员 年 2,500 円

② 学生会員 年 1,500 円

但し、普通会员のうち、専任職に就いていない者の会費は学生会員の場合に準ずる。

3. 役員会の勧告にかかわらず会費を二年度にわたって滞納した者は、役員会の決定を経て退会者として扱われることがある。

4. 本会則の変更は総会の決議による。